



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 コ ジ マ
代表社名 代表取締役社長 小島 章利
(コード番号 7 5 1 3 東証第一部)
問合せ先 取締役兼専務執行役員
総務本部長 森 真貴
電話番号 0 2 8 - 6 2 1 - 0 0 0 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 43 回定時株主総会に下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 執行役員制度導入後の一定期間を経て組織運営上の必要枠と定款規定の員数枠の調整を図るために、現行定款第 17 条に規定する員数枠を変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)ならびに「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号)および「会社計算規則」(同第 13 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨(変更案第 4 条)、株式に係る株券を発行する旨(変更案第 8 条)および株主名簿管理人を置く旨(変更案第 11 条)の定めがあるものとみなされておりますので、これを各条文に明記するものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、変更案第 10 条【単元未満株式についての権利】を新設するものであります。

株主総会参考書類の一部等につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづきインターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、より充実した情報を効率よく提供できるよう、変更案第 16 条【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】を新設するものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、必要に応じて書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、現行定款第 22 条【取締役会の決議方法等】第 2 項を新設するものであります。

その他全般の構成を見直し、用語、条文、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数および項数等の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 29 日(木曜日)

以上

【別 紙】

(下線____は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 【商号】 第1条 当会社は、株式会社 コジマと称し、英文では、K o j i m a C o . , L t d.と表示する。 【目的】 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 電気製品の販売 2. 電気通信工事業 3. 電気工事業 4. 冷暖房附帯工事一式 5. 建設附帯工事一式 6. 医療機器の販売 7. 家庭電化製品の卸売業 8. 家庭電化製品の安値日本一への挑戦販売 9. 医薬品および飲料水の販売 10. 宝石、アクセサリ、その他貴金属雑貨の販売 11. スポーツ用品の販売 12. 美術工芸品の販売 13. 家具、事務用品の販売 14. メガネ、コンタクトレンズ及び同部品並びに同付属品の販売 15. 光学品及び同部品並びに同付属品の販売 16. 書籍の販売 17. コンピューター関連機器及びソフトウェアの設計・製造・販売並びに技術指導 18. 古物の売買 19. 駐車場の経営 20. 食料品及び家庭用雑貨並びに日用雑貨品の販売 21. 飲食店の経営	第1章 総 則 【商号】 第1条 (現行どおり) 【目的】 第2条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
【<u>公告の方法</u>】 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。 第2章 株 式 【<u>発行する株式の総数</u>】 第5条 当社の発行する株式の総数は、97,200,000株とする。 【<u>自己株式の取得</u>】 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> (新 設) 【<u>1単元の株式数</u>】 第7条 当社の1単元の株式の数は100株とする。 (新 設) 【<u>単元未満株券の不発行</u>】 第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u> (新 設)	【<u>公告方法</u>】 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u> 第2章 株 式 【<u>発行可能株式総数</u>】 第6条 当社の発行可能株式総数は、97,200,000株とする。 【<u>自己の株式の取得</u>】 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u> 【<u>株券の発行</u>】 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 【<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>】 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u> (削 除) 【<u>単元未満株式についての権利</u>】 第10条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設) 【株式取扱規則】 第9条 当会社の株券の種類ならびに株式の名義書換、株券喪失登録、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。 【名義書換代理人】 第10条 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ② 当会社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、質権の登録および抹消、信託財産の表示および抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。 (新 設)	2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (削 除) 【株主名簿管理人】 第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u> 【株式取扱規則】 第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<u>【基準日】</u> 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 ② 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。 第3章 株 主 総 会 <u>【招集の時期】</u> 第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 (新 設) <u>【招集者および議長】</u> 第13条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	(削 除) 第3章 株 主 総 会 <u>【招集】</u> 第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>【基準日】</u> 第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 <u>【招集権者および議長】</u> 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設) 【決議】 第14条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 ② 商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。 【議決権の代理行使】 第15条 当社の株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。 ② 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当社に提出しなければならない。 【議事録】 第16条 当社の株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。	【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 【決議の方法】 第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 【議決権の代理行使】 第18条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。 【議事録】 第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第4章 取締役および取締役会 【員数】 第17条 当会社の取締役は、<u>20名以内とする。</u> 【選任】 第18条 <u>当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> (新 設) ② 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。 【任期】 第19条 当会社の取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>補欠または増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> 【取締役会の招集者および議長】 第20条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u>	第4章 取締役および取締役会 【員数】 第20条 当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> 【選任方法】 第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 【任期】 第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 【取締役会の招集権者および議長】 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ② 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
【取締役会の招集通知】 第21条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>会日の3日前に発するものとする。</u> ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 (新 設) 【取締役会の決議】 第22条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数の決議をもって決する。 (新 設) 【取締役会の議事録】 第23条 当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。 (新 設)	【取締役会の招集通知】 第24条 取締役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、<u>この期間を短縮することができる。</u> ② <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u> 【取締役会の決議方法等】 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u> ② 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。 【取締役会の議事録】 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
【代表取締役および役付取締役】 第24条 <u>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> ② <u>当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u> 【取締役会規則】 第25条 <u>当会社の取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u> 【報酬および退職慰労金】 第26条 <u>当会社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</u> 第5章 監査役および監査役会 【員数】 第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。 【選任】 第28条 <u>当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u> (新 設)	【代表取締役および役付取締役】 第27条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> ② <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u> 【取締役会規則】 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。 【報酬等】 第29条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u> 第5章 監査役および監査役会 【員数】 第30条 （現行どおり） 【選任方法】 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
【任期】 第29条 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u> 【常勤の監査役】 第30条 当社は、<u>監査役の互選により常勤の監査役を定める。</u> 【監査役会の招集通知】 第31条 当社の監査役会の招集通知は、<u>各監査役に対し、会日の3日前に発するものとする。</u>ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。 (新 設) 【監査役会の決議】 第32条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、<u>監査役の過半数をもって決する。</u> 【監査役会の議事録】 第33条 当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。 【監査役会規則】 第34条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	【任期】 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 【常勤の監査役】 第33条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u> 【監査役会の招集通知】 第34条 監査役会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u> 【監査役会の決議方法】 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u> 【監査役会の議事録】 第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 【監査役会規則】 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
【報酬および退職慰労金】 第35条 当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。 第 6 章 計 算 【営業年度および決算期】 第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。 【利益配当金】 第37条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。 【中間配当】 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。 【除斥期間】 第39条 当社の利益配当金および中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 ② 未払配当金には利息をつけないものとする。	【報酬等】 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 第 6 章 計 算 【事業年度】 第39条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 【剰余金の配当】 第40条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 【中間配当】 第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 【除斥期間】 第42条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。 ② 未払配当金には利息をつけないものとする。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
【転換社債の転換の時期と配当金】 第40条 当会社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の<u>利益配当金または中間配当金</u>は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。	【転換社債の転換の時期と配当金】 第43条 当会社が発行する転換社債の転換により発行された株式に対する最初の<u>剰余金の配当または中間配当</u>は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。